

1 施策の目的

1 規約

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する救護施設であるひまわり荘の設置及び管理運営に関する事務。

2 運営方針

- ・利用者の個性を尊重し、能力の向上を図り、健康維持に努めながら安心、安全でいきいきとした生活が送れるように支援する。
- ・利用者の自立に向けての取り組みに伴う地域生活への移行や、利用者に適した他施設へのスムーズな移行を推進する。

2 施策を取り巻く環境変化（現状）と課題

- ・地域に開かれた施設として、生活困窮者自立支援法に基づく対象者の受入や触法障がい者が社会復帰するための通過施設等セーフティネットの役割を求められている。
- ・対応が難しい精神障がい者や発達障がい者の入所が増え、専門性の高いスキルの習得が求められている。
- ・施設建設から 20 年が経過し、老朽化した建物、設備の計画的な修繕とともに、高齢化、重度化に対応した施設の改修等、居住環境の整備が必要となっている。
- ・利用者の高齢化、重度化に対応するための人材育成の推進と支援強化が求められている。
- ・適正な医務及び給食の提供による利用者の健康管理が必要であり、事故防止や感染症予防の対策が求められている。

※利用者の状況 定員：100 名、利用者数：87 名（令和元年 9 月 1 日現在）、入所率 87%

3 これまでの取組成果と現況

- ・老朽化した設備に優先順位を付けて計画的に更新を行い、令和元年に空気調和設備の大規模改修を実施した。
- ・個別支援計画を策定し、利用者の個性や特性に合った支援を行うとともに、利用者が生きがいのある生活を送れるよう、係活動やクラブ活動を実施した。
- ・リハビリ指導により入所者の運動機能維持に努め、事故防止委員会を設置し、ヒヤリハット、事故報告の実施と事後検証により、事故の防止に努めた。
- ・地域交流を促進するため、地元行事への参加や地域住民への展示会の案内等を行った。
- ・感染症対策を徹底し、インフルエンザやノロウイルス等の感染症を平成 24 年以降 1 人も発症者を出していない。
- ・苦情解決、身体拘束防止要綱を定め、利用者視点に立った支援を行ってきた。
- ・従来の宿直体制から夜勤体制に制度変更し、職員の勤務条件の向上と利用者支援の充実に努めた。
- ・入所基準を明確化し、措置機関との連携を強化するとともに、利用者の状態に最も適した施設への移行を行った。

主な取組み

昭和 45 年 4 月 新発田市三日市に定員 50 名で開設
 昭和 46 年 第 2 期工事完成により定員を 100 名に変更
 平成 9 年 11 月 胎内市（旧黒川村）塩沢に新築移転
 平成 27 年 1 月 介護用特殊浴槽を配置



4 施策の目標

- ・施設での生活に満足している利用者の割合 90%【参考値：H30 年度 82%】
- ・個別支援計画（目標）の達成率 100%【参考値：H30 年度 90%】

5 施策の展開（事務事業）

- ・利用者個々の特性を考慮した適切な個別支援計画に基づき、個性を尊重した支援に努めます。
- ・職員間のコミュニケーションを円滑に行い、会議の簡素化や行事の見直し等の効率化に努め、より一層の利用者支援の充実に努めます。
- ・利用者の高齢化、重度化や多様なニーズに対応した居住環境の整備に努めます。
- ・地域行事への参加を積極的に行い、地域との交流を促進します。
- ・関係措置機関等との連携を強化し、多種多様な対象者の受け入れに対応します。
- ・専門研修の実施、資格取得の推進等により職員の資質向上に努めます。
- ・高齢者、重度者向けのリハビリや生きがいづくり対策を一層強化します。
- ・職員間の連絡を密にし、利用者の健康状態の把握に努めるとともに、定期検診等を行い、嘱託医ともよく相談しながら、利用者の健康管理を適切に行います。
- ・栄養アセスメントに基づいた、利用者に適したバランスのよい給食を提供します。
- ・感染症対策マニュアルに基づき、感染症の発生及びまん延の防止に努めます。

6 事務事業の目標

- ・地域交流型のクラブ活動及び地域奉仕活動の実施 年 15 回以上【参考値：H30 年度 年 16 回】
- ・精神障がいや発達障がいに関する内部研修の実施 年 2 回以上【参考値：H30 年度 年 1 回】
- ・虐待防止自己点検の該当項目数 年 0 回【参考値：H30 年度 年 0 回】
- ・食生活に満足している利用者の割合 80%以上【参考値：H30 年度 83%】
- ・利用者の感染症発症者数 年 0 人【参考値：H30 年度 年 0 人】

